

資 料 第 1 目 次

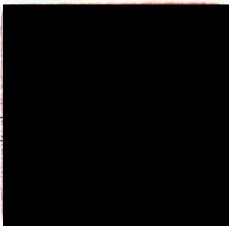
第 522 回 福井地方最低賃金審議会 (R7.8.5)

項番	資 料 名	頁
1	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県紡績, 化学繊維、織物、染色整理業最低賃金）	第 1 - 1
	申出書	2
	申出書審査票	3
2	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金）	5
	申出書	6
	申出書審査票	7
3	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県電気機械器具製造業（略称）最低賃金）	9
	申出書	10
	申出書審査票	12
4	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県百貨店, 総合スーパー最低賃金）	15
	申出書	16
	申出書審査票	17

福井労発基 0805 第1号
令和7年8月5日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良



福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月22日付けをもって申出代表者UAゼンセン福井県支部長 島田一英 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金(平成6年福井労働基準局最低賃金告示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労働局

局長 石川 良国 殿



2025年 7月22日

福
井
支

35
県支部

申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により

福井県紡績、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の決定について下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

福井県において、紡績、化学繊維、織物、染色整理業を営む使用者に使用される労働者
2,082名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県紡績、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

最低賃金額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

5. 添付書類

- ☐ 福井県における事業所数と労働者の概念及合意の効力のおよぶ労働者の概数を記した書面
- ☐ 最低賃金協定の写し
- ☐ 申し出代表者に対する委任状
- ☐ 賃金・時間給調査表
- ☐ 特定最賃の必要性に関する決議

以 上

申出書審査票

1 件名

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う5組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら全ての組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	5,066名
申出書記載の労働協約適用労働者数	2,082名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の41.1%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

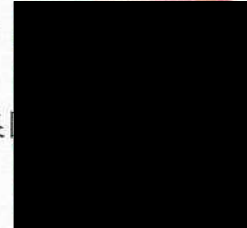
4 その他

労働協約最低額 1,057 円(時間額) (別紙参照)

福井労発基 0805 第3号
令和 7 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良



福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 J A M 北陸執行委員長 宮崎敏裕
から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別
添のとおり、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成 14 年福井労
働局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条
の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2025年7月22日

福井労働局長 石川良国 殿



石川
J

ソ 82 番地 14

宮崎敏裕

申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福井県において、福井県繊維機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者
(102事業所、1,875人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 804名

福井県における繊維機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者は

1,875名であり3分の1以上である(42.9%)

(最も低い)労働協約の金額=1,244円/時間

現在適用されている法定最低賃金=984円

5. 添付書類

①申出についてその最低賃金協定の締結当事者である労働組合の全体の合意があったことを証明する書面および申出を行うことを代表者に委任する書面

②最低賃金協定の写し

③当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数を記した書面

以 上

申出書審査票

1 件名

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う4組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら4組合の内、2組合については労働協約が締結されていないが、2組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数 1,875名

申出書記載の労働協約適用労働者数 804名 ※

※労働協約未締結の労働組合を除く。

申出書では、労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の42.9%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意

していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人 J A M 北陸執行委員長に対する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 1,244 円(時間額) (別紙参照)

福井労発基 0805 第 4 号
令和 7 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良



福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者電機連合福井地方協議会議長 島田浩平 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

令和7年7月22日

福井労働局

石川 良国 局長 殿



福井市
電機連合
議

35

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、

福井県	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、 その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	最低賃金の
-----	--	-------

改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福井県	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、 その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	を営む
-----	--	-----

使用者に使用される労働者 11,413名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

福井県	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、 その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	最低賃金
-----	--	------

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条の3に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

5. 添付書類

- ①労働協約の写。
- ②賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせなど(労働協約以外で書面によるもの)の写。
- ③申出代表者に対する委任状。
- ④それぞれの合意の効力に及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の、労働者の概数を記した書面。

以上

申出書審査票

1 件名

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行う者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う7組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件（概ね3分の1以上について）

申出書記載の適用労働者数 11,413名

申出書記載の労働協約適用労働者数 7,238名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の63.4%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意

していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人電機連合福井地方協議会議長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

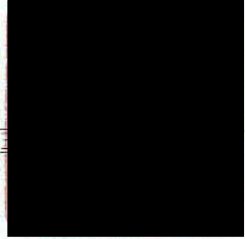
4 その他

労働協約最低額 1,229 円(時間額) (別紙参照)

福井労発基 0805 第5号
令和7年8月5日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良国



福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月22日付けをもって申出代表者U Aゼンセン福井県支部長 島田一英 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成24年福井労働局最低賃金告示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労働局長
局 長 石川 良国 殿



2025年 7月 22日

福井県労働組合 35
U A 県支部
支部長 島 田 一

申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により
福井県百貨店,総合スーパー業最低賃金の改正の決定について下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

福井県において百貨店,総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者

1, 200名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県百貨店,総合スーパー業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

最低賃金額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

5. 添付書類

- ☐ 福井県における事業所数と労働者の概念及合意の効力のおよぶ労働者の概数を記した書面
- ☐ 最低賃金協定の写し
- ☐ 申し出代表者に対する委任状
- ☐ 賃金・時間給調査表
- ☐ 特定最賃の必要性に関する決議

以 上

申出書審査票

1 件名

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主（法人の場合は法人）をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う4組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件（概ね3分の1以上について）

申出書記載の適用労働者数	1,200名
申出書記載の労働協約適用労働者数	907名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の75.6%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認めら

れる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 1,050 円（別紙参照）